

日本の 戸籍の 制度

日本には、戸籍の制度があります。戸籍は、人の出生（生まれること）や死亡（死ぬこと）、結婚などを、役所が記録して、証明します。

日本の国内で出生、死亡があった時は、日本に住む外国籍の人も、役所に知らせなければなりません。戸籍についての法律（戸籍法）の決まりによって知らせてください。

出生、死亡があった時は、国籍がある国にも知らせてください。手続きの方法は、

大使館か領事館に聞いてください。